

| | |
|--------------------------|---|
| <p>タ イ ト ル</p> | <p>和光市債権管理条例の制定について</p> |
| <p>い つ 実施日時・工期</p> | <p>平成 29 年 4 月 1 日施行</p> |
| <p>ど こ で 会場・開催地等</p> | |
| <p>だ れ が 主催者・関係者</p> | <p>和光市</p> |
| <p>な に を 事業内容など</p> | <p>市の税外債権の適正な管理と適切な整理による滞納繰越額の圧縮を図るために、事務処理等に関する具体的な手続きを適確に進める基準として、和光市債権管理条例を制定するものです。具体的には、滞納処分や強制執行、債権放棄などについて規定します。</p> |
| <p>な ぜ 目的・理由</p> | <p>本市が有する市の税外債権（企業会計を除く）の収入未済額は、平成 27 年度決算で約 1 億 4 千万円となっており、この解消は財政運営上の大きな課題となっています。</p> <p>今後、収納課を中心として各債権所管課の体制強化や担当職員の債権管理に関する知識の習得・スキルアップ等を図り、市が一丸となって債権の適正な管理と確実な徴収の遂行していくために条例を定めます。</p> |
| <p>ど う し た 経緯・経過</p> | <p>平成 26 年度より債権管理研修を行い、担当職員の債権管理に対する意識の醸成を図ってきました。昨年度、庁内債権管理検討委員会を設置し、検討を重ね、条例案を取りまとめました。なお、並行して進めていた債権管理の全庁統一的な基準となる和光市債権管理指針については、本年 11 月に策定しています。</p> |
| <p>金 額</p> | |
| <p>そ の 他</p> | |
| <p>問い合わせ先 担 当 課</p> | <p>課 名 総務部 収納課 氏 名 課長 大坂 秀樹 電 話 0 4 8 - 4 6 4 - 1 1 1 1 （内線 2281）</p> |